

## 「不正改造は犯罪です！！」

自動車は、生活に欠かせない移動手段となっているのみならず、娯楽の道具としても認識されており、様々な部品等が販売されています。

特に、窓ガラスへの着色フィルムの貼付、誤認を招く灯火の色の変更、土砂等を運搬するダンプのリアバンパの切断・取り外し、騒音の増大を招くマフラーの切断・取り外し又は基準不適合マフラーの装着等の不正改造を施された車両は、国民生活の安全を脅かし、他人に迷惑をかけるものとして、その排除が求められています。

また、令和元年度には大型トラックの荷台上部に「あおり」をつける不正改造をし、道路運送車両法違反の疑いで書類送検された事案も発生しており、生活の安心を確保するためにも、その排除が喫緊の課題となっています。

国土交通省では、これら不正改造を排除し、車両の安全確保及び環境保全を図るため、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しており、特に6月を強化月間として重点的な取組を行っております。

皆様もぜひ、この機会に不正改造の防止についての理解を深めていただき、その排除にご協力下さい。

迷惑黒煙・不正改造車に関する情報提供は、下記までお寄せ下さい。

「迷惑黒煙・不正改造車情報提供窓口」

国土交通省四国運輸局自動車技術安全部 整備・保安課 :087-802-6783  
国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局 検査・整備保安部門:089-956-1561

メールによる情報提供窓口

<https://wwwtb.mlit.go.jp/shikoku/soshiki/gijyutsu/jyohoteikyomadoguchi.html>

※ワード検索「四国 不正改造車」